

平成30年度事業計画

第1 事業計画の基調

本会は労働安全衛生法第87条に基づき、昭和58年4月1日に労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（以下、「労働安全衛生コンサルタント」という。）を会員とする社団法人として設立され、労働安全衛生法に規定された全国唯一の団体として35年にわたり活動を続けている。

その間、平成24年4月1日に公益法人改革により、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会となり、平成27年8月20日付で公益目的支出計画の実施完了の確認を受けたところである。

本会は平成30年度も、その目的である、会員の専門的技術の向上と全国の事業場の安全及び衛生の水準の向上を図ることとする。

そうしたなか、国においては平成30年度を初年度とする第13次労働災害防止計画（以下、「13次防」という。）に基づき行政施策を進めていくことから、当会においても同計画の目標達成に向けた安全衛生活動の円滑な推進に寄与すべく、13次防を踏まえた事業計画とすることを基調とする。

特に、13次防は政府が「働き方改革」を進めていく中での労働安全衛生の分野でその位置づけを担っていることを謳っており、「メンタルヘルス対策」、や「仕事と治療の両立支援対策」等当会の事業についても13次防と整合を図った事業を積極的に展開していくことが必要である。さらに、雇用者の第3次産業への急激な移動から「第三次産業対策」や「健康経営」についても労働安全・衛生コンサルタントの役割が期待されているところである。

また、13次防には本会の名称「一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会」が明示され、労働安全衛生コンサルタントの指導力向上等安全衛生分野における当会の

役割が一層重要となっており、これに応えるべく、行政との連携を一層深めたうえで、信頼ある当会の運用を目指していくこととする。

一方、昨年度制定された新・支部設置規程の施行が本年度から開始されるため、本会の事業を新支部設置規程の適切な運用の下に本部・支部が一体となり運営を図っていくものとする。

その中で、本会の運営の安定化に重要な役割を果たしてきた厚生労働省や他省及び他機関の受託事業について、その受託にあたって入札における厳しい競争に勝ち抜いていく必要があるが、引き続き落札すべく受託に向けての努力を続け、受託の後には厳しいスケジュールの中、本部・支部が一体となり適正な実施を図るものとする。

具体的には次の事業等を積極的に推進し、本会の目的の達成及び運営の安定化を図ることとする。

1. 研修事業
2. 調査研究事業
3. 受託事業
4. その他の事業
5. 本部・支部の活動等

第2 事業計画の内容

1. 研修事業

以下に示す研修会・講習会を予定する。13次防の中心である「働き方改革」のテーマ等を積極的に取り入れ、新たな研修についても企画検討をする。従来から実施している研修会・講習会については受講者のニーズに合わせ、より内容の充実に努める。また、講師陣の体制強化も進める。

① 労働安全研修会

- ② 労働衛生研修会
- ③ 登録時研修会
- ④ リスクアセスメント研修会
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム（担当者）研修会
- ⑥ 労働安全衛生マネジメントシステム監査員養成研修会
- ⑦ 労働衛生工学基礎研修会
- ⑧ 労働安全コンサルタント受験準備講習会
- ⑨ 労働衛生コンサルタント受験準備講習会
- ⑩ 労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験受験のための労働衛生関係法令講習会
- ⑪ 労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験受験準備講習会
- ⑫ 労働安全コンサルタント（土木・建築）口述試験受験準備講習会
- ⑬ 認定産業医研修会（実地）
- ⑭ 安全衛生推進者等養成講習
- ⑮ JIS Q45001、及びJIS α（仮称）説明会
- ⑯ 農作業安全アドバイザー養成研修
- ⑰ その他

上記①から④までの研修会は、東京及び大阪の2箇所で開催する。⑤から⑭については東京で開催する。

上記⑤，⑥については、3月12日に発行された労働安全衛生マネジメントシステムのISO規格であるISO45001及びそのJIS規格化、及び厚生労働省MS指針、同通達についての動向を見極めつつ、その実施の有無を含めて検討する。

上記⑬については、平成30年度は、8月に「疾病（がん）との両立支援」をテーマにして開催する。

上記⑭については、平成29年度は開催を見送ったが、平成30年度は第三次産業の

事業場に向けての講習とする方向で検討を行う。

上記⑮として、JIS Q 45001に関する動向及びJIS α（仮称：J I S Q 4 5 0 0 1 要求事項に我が国の安全衛生水準を上乗せするため追加されるもの）についての説明会を全国数か所で開催する。

上記⑯については、農林水産省では労働災害防止のノウハウを有するコンサルタントを活用して、農作業災害の減少を図ろうとしているが、そのための活動ができるアドバイザーを養成するためのものである。

2. 調査研究事業

(1) 支部組織の充実活性化

新規会員の獲得は、支部活動のための重要課題であり、このため「5. 本部・支部の活動等」における新規会員の獲得等を踏まえ、本部・支部の連携の下、その取り組みを進める。

平成30年度のブロック会議について、その内容を更に充実させつつ実施する。ブロック会議での意見・要望については、その内容を精査したうえで、昨年度と同様本部運営に反映させるとともに、行政に対しても必要な要望を行っていき、その結果については水平展開を図る。

また、支部長会議についても昨年度討議した事項を含め、今年度についても新・支部設置規程の運用のありかた、受託事業など重要な課題について討議、意思統一なども必要とされる所であり、今年度も開催する方向で検討をする。

支部内、ブロック地域内、そして本部・支部間の情報がスムーズに水平展開できる組織活動を目指すこととする。

一方、13次防に労働安全衛生コンサルタントの資質向上に対し行政との連携を強化する旨の趣旨が掲げられたことから、地元労働局との連携の下、支部・ブロッ

ク独自の地域事情を踏まえた研修会等の開催を奨励し会員間の交流を図る。

(2) 労働安全・労働衛生コンサルタント活動の促進

- ① 「第24回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの活用促進を図る。
- ② 労働安全衛生コンサルタントの活用のメリットを一般に周知させ、かつ安全衛生診断のレベル向上を図るため、引き続き優良安全衛生診断事例を会員から募集する。

(3) J I S Q 4 5 0 0 1 等への対応

国際規格 I S O 4 5 0 0 1 については平成30年3月12日に発行し、今年度中に J I S Q 4 5 0 0 1 も発行の見込みである。当会においては、I S O 4 5 0 0 1 の理解促進と J I S Q 4 5 0 0 1 すなわち I S O 規格に我が国の安全衛生水準を向上させるために追加される J I S 規格（仮称 J I S α）の制定状況の情報をいち早く入手し情報提供を行う。

また、新たな I S O 及び J I S 規格に基づく事業場へのシステム構築・運用・監査等の指導や I S O 認証の審査機関との協力体制等を検討し、スピード感をもって対応する。

(4) 会員及び会員外への情報提供

- ① ホームページの会員専用ページを中心に、より会員に役立つ情報について検討し分かりやすい表現で提供する。
- ② 行政情報をできる限りレスポンス良く、内容の解説付きでホームページに掲載することに一層努め、本会会員等であることにメリットが実感できるようにする。

- ③ 会員以外の者にも役立ち、労働安全衛生コンサルタント活動の理解を得られ、また、入会の契機になるよう情報提供を行う。

3. 受託事業等

(1) 厚生労働省委託事業の受託及び適正な実施

厚生労働省委託事業を通じた労働安全衛生への寄与の観点から積極的な受託に努めることとする。しかし、厚生労働省発注の委託事業については、入札価格のみで決定される一般競争入札又は企画提案と入札価格で決まる総合評価方式により行われ、非常に厳しい受注競争となっている。その結果、受注できた事業についても厳しい事業費を効率的に活用し、新たな視点に立った効果的な事業の展開を図らなければならない。

平成 29 年度、厚生労働省の委託事業は、3 件の請受注ができたが平成 30 年度は「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」、「陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害等防止対策推進事業」、の 2 件の受託が確定したところであり、その適正な実施に努める。その他の委託事業についても、引き続き機会を捉えて受託に努める。

(2) 行政、各種団体・民間企業からの受託等

事業場に対する安全衛生診断は労働安全衛生コンサルタントの本来業務であり、その活動を推進するため、今年度も行政、各種団体・民間企業からの受託等を目指して、引き続きアプローチを続ける。また、平成 27 年度より積極的に対応を行ってきた林業・農業分野での事業については、より充実が図れるよう努める。

(3) 支部独自の受託事業等

都道府県、各種団体、民間企業等から委託される労働安全衛生分野の各種事業に積極的に対応していく。

(4) 知名度のアップと業務獲得支援

受け身の業務受託では労働安全衛生コンサルタント業務の拡大を図ることは難しい状況にある。会員自ら地域に密着した地道な活動を行うことで業務の獲得・拡大ができるよう、その活動に係る情報収集と開示により支援する。本部と会員及び支部間のさらなる連携強化により、本会の知名度をアップし、そのことで新たな業務につなげていくよう努力する。

4. その他の事業

(1) 生涯研修制度の推進

生涯研修制度は会員の資質向上とその業務の進歩改善という本会の目的に合致したものであり、外部からの本会に対する要請及び評価の重要なポイントとなっている。それに応えるため、今後も引き続き生涯研修制度を円滑に推進する。

会員の生涯研修制度への参加を推進するためにも、会員の手続きの迅速化・簡略化を進め、会員がこの研修制度参加のメリットを感じられる仕組みを検討する。

(2) 出版事業の展開

平成30年度も確実な売り上げが見込める「試験問題集」を出版し、「試験合格への手引き」と合わせて、より購入しやすい仕組み、案内により販売を進める。また、平成30年度においても、従来の出版活動に加えて、新たな出版物として「受動喫煙防止対策」など一般社会も関心が高い分野に係るものを中心に販売す

ることとする。

(3) 支部独自事業の展開

地域の特性、実情、ニーズに見合った、講習会、研修会、研究会等の実施を積極的に進めていく。

5. 本部・支部の活動等

本会組織の充実強化及び本部機能の充実強化を図るため、関係機関との連携を図りつつ次の事項を実施する

(1) 行政との一層の連携

当会の目的を達成するためには、行政との連携には特に重要である。本部においてはブロック会議での意見・要望等を踏まえ、厚生労働省との意見交換をはじめ日ごろからの情報交換を密にして行政への協力体制を明確にしていく。支部においては地元の労働局との協力体制を更に強化していくこととする。

なお、平成30年度は13次防の計画初年度であることから、行政とは13次防の趣旨の確認をし、密接な連携を取りつつ業務の遂行に努めることとする。

また、林業、農業における災害防止に関し、引き続き農林水産省及び関係機関等との連携についても積極的に進めるものとする。

(2) 新規会員の獲得

会員数が停滞する中、新規会員の獲得は当会の今後の運営上最も基本的で、かつ重要な課題である。平成28年3月以来、コンサルタント試験合格者への本会の案内が送付されてきた。また、ホームページ等による入会案内の強化を進めたところ、一定の成果が見られたことから今後も引き続き行政との連携を含め新規

会員の獲得に努める。

また、本部・支部の連携を強め、全国の会員を通じての入会勧奨を行うなど各種機会を通じて積極的に入会勧奨を行う。一方、賛助会員の新規加入も目指していくこととする。

なお、新規会員の確保のためには、できるだけ多く者に労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受験してもらうとともに、多くの者に合格してもらうことが重要であることから、労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験について分かりやすい形での周知を図るとともに、より効果的な受験準備講習の実施に努めるものとする。

(3) 情報システムを用いた会員への情報伝達

平成30年度も会員専用ホームページを有効に活用し、会員への有用な情報提供に一層努める。

(4) 本会財務状況と改善策

平成30年度も引き続き厳しい環境の中での事業推進が見込まれるため、収入増と支出の減に取り組み、財政基盤を維持していく。

パソコン等情報システムを有効に使ったIT化により、一層のコスト削減を進めていく。

(5) 一般社団法人としての業務運営の推進

昨年度制定し本年4月1日より施行された支部設置規程について円滑な運用を図るため、本部・支部間の認識を統一させることが重要であり、本部監査の実施や本支部との情報共有を充実させる。また該当支部以外にも水平展開を図ることとし、一般社団法人としての役割を果たす。